

# 富士見 森のオフィス Living 利用規約

(適用範囲)

- 第1条
  1. 当施設運営者が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
  - 2. 当施設運営者が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条
  1. 当施設運営者に宿泊予約の申込みをする者は、富士見 森のオフィスの会員登録が必要です。ただし、同伴者は会員登録の必要はありません。
  - 2. 当施設運営者に宿泊契約の申込みをする者は、次の事項を当施設運営者に申し出ていただきます。
    - (1) 宿泊者名、年齢、性別、住所、メールアドレス、携帯電話番号、同伴宿泊者の名前・性別
    - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
    - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
    - (4) その他当施設運営者が必要と認める事項
  - 3. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設運営者は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条  
宿泊契約は、当施設運営者が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設運営者が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。また、承諾後に第4条に掲げた内容に抵触する場合は、この限りではありません。

(当施設の契約解除権)

第4条

当施設運営者は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動や行為をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 長野県旅館業法施行条例第五条の規定する場合に該当するとき。
  - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 当施設運営者が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、宿泊中に同事項が起きた場合は、同日までの宿泊サービス等の料金をいただきます。

(宿泊の登録)

第5条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロント（コワーキングスペース）において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号
- (3) その他当施設運営者が必要と認める事項

- 2. 宿泊客による第12条の料金の支払いは、当施設運営者が定める支払い方法のみでお支払いただきます。

(チェックイン、チェックアウトの時間)

## 第6条

1. 当施設運営者のチェックイン時間は以下とします。

チェックイン：午後 15 時～午後 20 時迄

(1) 事前の連絡なしにチェックインが午後 20 時を過ぎた場合、60 分を過ぎても宿泊客が到着しない時は、宿泊キャンセルとみなし、別表第 2 に基づいて違約金が発生します。

(2) 前項により宿泊者が当施設に宿泊できなかった場合、当施設運営者は一切の責任を負いません。

2. 当施設運営者のチェックアウト時間は以下とします。

チェックアウト：チェックイン後～午前 10 時迄

(1) フロントの営業開始時間は午前 9 時からです。開始時間前にチェックアウトをする場合は、チェックイン時に事前にフロントに申し出た上で、所定の自動チェックアウトを行なってください。

(2) 宿泊者が自動チェックアウト後、適切なチェックアウトが行われていないことが当施設運営者にて確認できた場合（鍵の返却がされていない等）、その損害の賠償を請求することがあります。

(客室、共有スペースの使用時間)

## 第7条

1. 宿泊客が当施設運営者の客室を使用できる時間は、午後 15 時（チェックイン）から翌朝 10 時（チェックアウト）までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2. 当施設運営者は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

（超過 1 時間毎に、1000 円）

- 3. 当施設運営者の共有スペースは、以下の時間帯においては、富士見 森のオフィスの「マンスリー会員以上」の方も利用できるものとします。

午前 11 時～午後 5 時

(利用規則の遵守)

- 第8条  
宿泊客は、当施設内においては、当施設運営者が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第9条
  1. 当施設運営者の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービス案内等で御案内いたします。
    - (1) コワーキングスペース・フロント・キャッシャー等サービス時間
      - 平日: 午前9時～午後8時まで
      - 土日: 午前9時～午後5時まで
    - イ. 門限 なし
    - ロ. フロント電話対応 24時間
    - (2) 付帯サービス施設:
      - 近隣の迷惑になるため、以下の場所は下記の時間以外はご利用できません。
      - イ. ウッドデッキ（屋外）午前7時～午後9時
  - 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

- 第10条
  1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
  - 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設運営者が認めた方法により、事前支払いもしくは到着時にお支払いいただきます。
  - 3. 当施設運営者が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設運営者の責任)

- 第11条
  1. 当施設運営者は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設運営者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
  - 2. 当施設運営者は、万一の火災・事故等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しており、当施設の過失又はお客様の過失による損害を保険賠償額の範囲内で保障します。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第12条
  1. 当施設運営者は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
  - 2. 当施設運営者は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、宿泊料金の全額を補償料として支払います。ただし、客室が提供できないことについて、当施設運営者の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第13条
  1. 宿泊客が当施設運営者にお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設運営者は、20万円を限度としてその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については預かりを受けず、賠償の対象にもなりません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第14条
  1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設運営者に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しするものとします。但し、貴重品の保管は受けません。

- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設運営者に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設運営者は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。その際の発送費用は宿泊客で支払うものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後破棄します。
- 3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設運営者の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第15条  
 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設運営者は車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設運営者の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。但し過失による損害は旅館賠償責任保険の適用範囲内であれば、その保証を適用します。

第16条

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項12条第1項関係）

		内訳
宿泊客が支払うべき 総額	宿泊料金	基本宿泊料金（室料及びコワーキングスペース利用料）
	税金	消費税

宿泊料金（税抜）

Room1～2（ツインルーム+ロフト） 1泊 10,000円/税抜

Room3～4（2段ベッド・ドミトリ） 1泊 4,000円（大人） 3,000円（子ども） /税抜

1棟貸切 1泊 100,000円

※宿泊は素泊まりのみとなります。宿泊料金内に飲食費は含まれません。

備考

税法が改正された場合はその改正された規定にあるものとします。

別表第2 違約金（第6条項第2項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日・前日	2～3日前	4～7日前	8～14日前	15～21日前
違約金料率 1部屋／1ベッド	100%	100%	50%	10%	0%	0%
違約金料率 1棟貸切	100%	100%	90%	70%	50%	40%

(注)

- 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず全日分の違約金を収受します。

# 個人情報の保護について

Route Design 合同会社（以下、「当施設運営者」）は、お客様の個人に関する情報（以下、「個人情報」）の適切な取り扱い及び、保護が当施設運営者にとっての社会的責務と考え、個人情報の保護に関する基本方針（以下、「個人情報保護方針」）に基づき適切に取り扱い、社内の個人情報管理体制の強化に努めて参ります。

## 1.個人情報の利用目的

個人情報は、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

- （1）当施設運営者のサービス（優待情報、営業案内など）、イベントなどに関する情報の送付やご案内をするための利用。
- （2）お客様からいただいたお問い合わせに対して電話・電子メール・手紙等で連絡をさせていただくための利用。
- （3）当施設がサービス提供、改良のために統計的な分析をするための個人を特定できない範囲での利用。
- （4）その他、当館が必要と判断したとき、電話・電子メール・手紙等でのご連絡のための利用。

## 2.個人情報の第三者への提供

当施設運営者では、次の場合を除いて、個人情報を第三者に提供することはありません。

但し、当施設運営者が業務委託先、および当施設運営者が指定する運営関係者へ、委託業務に必要な範囲内で個人情報を提供する場合は、この限りではありません。

- （1）情報開示についてお客様からの同意があった場合。
- （2）法令に基づいて情報開示を求められた場合。
- （3）人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合で、お客様の同意を得ることが困難である場合。

## 3.個人情報の管理

当施設運営者は、個人情報を取り扱う管理者を置き、個人情報の取り扱いについて、十分な注意を払い管理すると共に、個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩の無いように適切な管理を実施致します。



#### 4.開示、訂正、利用停止、削除について

お客様ご自身の情報の開示訂正利用停止削除をご希望される場合には、お申し出いただいた方がご本人様であることを確認した上で、合理的な期間及び範囲で開示訂正利用停止削除させていただきます。

#### 5.個人情報保護方針について

本方針は、当施設 Web サイトにおいて公開し、本方針は必要に応じて変更する場合がございます。

これにつきましても、上記手段にて公表するほか、変更内容に応じて必要と思われる合理的かつ適切な方法により公表、ご本人様への通知などを行って参ります。

#### 6.お問い合わせについて

個人情報保護方針及び個人情報につきましては、お電話か電子メールにて下記までお問い合わせください。

富士見 森のオフィス

TEL: 0266-78-8009

E-mail: [morino-office-info@routedesigning.com](mailto:morino-office-info@routedesigning.com)